

## 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の公表について

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づく賃借料の情報を次のとおり公表します。

平成30年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃貸借の実績により、賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、下記のとおりとなっています。

### 【田(水稲)の部】

	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
根占地区	下場地域 (川北・川南・山本)	17,800 (8,700)	40,000 (30,000)	5,000 (3,100)	29 (29)	
	上場地域 (横別府・城内)	8,600 -	10,100 -	6,000 -	6 -	前年実績なし
佐多地区	下場地域 (伊座敷)	6,000 (6,500)	6,000 (7,000)	6,000 (6,000)	2 (2)	
	郡・竹之浦地域	14,600 (6,600)	30,500 (10,000)	4,000 (3,000)	9 (8)	
	辺塚地区	15,100 -	15,100 -	15,100 -	1 -	前年実績なし

### 【畑(普通畑)の部】

	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
根占地区	下場地域 (川北・川南・山本)	14,500 (22,200)	25,000 (25,000)	3,000 (10,000)	17 (18)	
	辺田地域	5,000 -	5,000 -	5,000 -	30 -	前年実績なし
	上場地域 (城内・横別府)	8,000 (6,800)	10,000 (20,000)	3,000 (3,400)	47 (62)	
佐多地区	上場地域 (馬籠・川田代)	6,100 (5,800)	11,600 (6,000)	4,000 (5,500)	33 (3)	
	郡・竹之浦地域	5,600 -	5,720 -	5,400 -	2 -	前年実績なし
	大中尾地域	5,400 (6,100)	6,000 (10,000)	3,000 (5,000)	21 (39)	
	大泊地域	6,000 -	6,000 -	6,000 -	24 -	前年実績なし

※下段の( )内は、前年額

- 賃借料水準の算出にあたっては、賃貸借(有償)における賃借料データを収集の対象としており、使用貸借(無償)のデータは含まれていません。
- 賃借料を物納支給(米)としている場合は、金額換算をしています。
- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※ 賃貸借の実績のなかった地域は掲載しておりません。